

特記仕様書①適用一覧

工事名	
-----	--

当該工事の実施に当たり適用する特記仕様書は、「特記仕様書①一覧表」の「適用」欄に○印がある特記仕様書である。ただし、契約後、変更指示等で適用対象とする場合がある。

(○印のない特記仕様書は、本工事適用外)

特記仕様書①一覧

適用	特記仕様書名
	09_取得補償立木の伐採に関する特記仕様書
	40-1_木製構造物の施工に関する特記仕様書
	40-2_木製構造物の施工に関する特記仕様書(参考図等)
	15_急傾斜地崩壊対策工事特記仕様書
	16_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(様式)
	16-1_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(特記仕様書例:東部・隠岐)R5.1.1版
	16-2_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(特記仕様書例:西部)R5.1.1版
	17_路側防護柵(土中埋め込み方式)の施工に関する特記仕様書
	21_アンカー工に関する特記仕様書
	22_鉄筋挿入工に関する特記仕様書
	31-1_快適トイレに関する特記仕様書
	31-2_快適トイレ(様式1)
	33_運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書(農業農村整備編)
	38_暗渠排水工に係る特記仕様書(農業農村整備事業)

※「特記仕様書①一覧」に掲げる特記仕様書は、島根県ホームページに一括掲載する。

技術管理課ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/

※本工事に適用する特記仕様書は、この「特記仕様書①一覧」に示す特記仕様書のほか、個別に添付しているものがあるので注意のこと。

木製構造物の施工に関する特記仕様書

1. 本工事（指定仮設工事含む）は、「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共工事における県産材の着実な使用を確保するため、別表「木製構造物施工計画（予定）」に示す木製構造物の施工を計画している。
ただし、現地の施工条件等により木製構造物の施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、受注者は、下表に示した計画のみならず、現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観と調和させる等、地域社会や住民に対する配慮等の観点から、仮施設・安全施設・営繕施設等への積極的な木材利用に努めること。
2. 木製構造物の施工
木製構造物の施工にあたっては、原則として「島根県公共工事木製構造物等設計指針（平成17年3月制定）」により、現地に適した施工を行うものとする。
3. 県産木材の利用
県産木材を利用した場合、本工事で木製構造物として使用する木材（間伐材を含む）が県産木材であることを証明するため、「しまねの木認証要領」に基づく「しまねの木認証書」の写し等を整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示すること。

【木製工事前標示板、木製工事前看板、木製工事前バリケードを使用する場合（下記4）】

4. 本工事で使用する工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードは原則木製とする。
ただし、木製とすることが適切でない場合はこの限りではない。
 - (1) 工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードで使用する木材は県産木材を使用することとし、使用にあたっては上記3による。
 - (2) 工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードの規格・寸法等は別添仕様参考図に示すものと同等の仕様とする。

ただし、以下の点については、仕様を定めるものとする。
 - 1) 本体に記す、県産材を証明するものとして、次のいずれかを外枠の木材へ施された製品を使用すること。
 - A. 「島根県産木材」の焼文字があるもの。
 - B. 島根県産材を示すマーク等を焼付けられたもの。
 - (3) 受注者は工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードの設置にあたっては、設置の可否とともに設置台数、設置位置について監督職員と協議を行い、計画数量及び木製品内訳を「道路工事等保安施設記録簿」に記載のうえ施工計画書の交通安全へ添付する。
また、着手後、数量に変更が生じた場合は、監督職員と協議すること。
 - (4) 受注者は現地に設置された工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードの全台数が確認できるように写真管理し管理資料へ添付する。
 - (5) 本工事で使用する工事前標示板、工事前看板、工事前バリケードの契約数量については、発注者、受注者双方での協議のうえ変更対象とする。
 - (6) 「木製とすることが適切でない場合」とは以下の場合とする。
 - 1) 常時、強風下にさらされる箇所
 - 2) 木製安全施設の設置により、車両等の通行の妨げとなる狭窄な道路等
 - 3) 第三者の侵入を完全に防ぐ必要がある箇所
 - 4) 木製安全施設の損傷が重大に繋がるような箇所
 - 5) その他、監督職員が使用に適切でないと判断される箇所

木製構造物施工計画（予定）

発注者記載欄

工事名：

受注者確認欄（聞き取り可）

工 種 名	施設数 (基)	延長 (m)	面積 (m ²)	木材 使用量 (m3)	受注者確認欄			外産材
					うち 国産材	うち 県産材	うち 間伐材	
例：木工沈床工	1			0.77	○	○	○	—
木製工事用標示板	2			0.047				
木製工事用看板	5			0.087				
木製工事用バリケード	10			0.258				
合計				0.3915				

県内産の間伐材を使用した例

・ 契約後、受注者確認欄の項目について、発注者より確認を行いますのでご協力をお願いします。

木製構造物施工計画（予定）

発注者記載欄

工事名：

受注者確認欄（聞き取り可）

工 種 名	施設数 (基)	延長 (m)	面積 (m ²)	木材 使用量 (m ³)	うち		外産材
					国産材	うち 県産材	
例：木工沈床工	1			0.77	○	○	—
木製工事用標示板	2			0.047			
木製工事用看板	5			0.087			
木製工事用バリケード	10			0.258			
合計				0.3915			

県産材を使用した例

・ 契約後、受注者確認欄の項目について、発注者より確認を行いますのでご協力をお願いします。

工期に関する特記仕様書（土木（港湾・空港除く））

1. 当初工期の日数算出方法

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- ①工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。
 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	〇日間
内) 準備期間	〇日間
内) 後片付け期間	〇日間
雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.8
その他	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：〇日/年

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇日/年
 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2017～2022年）の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合かつ、「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」を「制限なし」とした場合、工期の変更に応じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

工期に関する特記仕様書（港湾・漁港漁場）

1. 当初工期の日数算出方法

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- ①工期は、荒天日・休日等〇〇日（供用係数〇.〇〇）を見込み、設定している。
 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	〇日間
内) 準備期間	〇日間
内) 後片付け期間	〇日間
供用係数※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{供用係数} = (\text{運転日数} + \text{休日} + \text{安全教育等} + \text{荒天日数}) / \text{運転日数}$	〇.〇〇
その他	〇日間

- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合かつ、「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」を「制限なし」とした場合、工期の変更に応じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

1. 当初工期の日数算出方法

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- ①工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。
 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	〇日間
内) 準備期間	〇日間
内) 後片付け期間	〇日間
雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.8
その他	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。
 ・1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：〇日/年

- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合かつ、「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」を「制限なし」とした場合、工期の変更に応じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

工期に関する特記仕様書（農林水産部（漁港漁場除く））

1. 当初工期の日数算出方法

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- ①工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。
 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	〇日間
内) 準備期間	〇日間
内) 後片付け期間	〇日間
雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.8
その他	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- ・1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：〇日/年

- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合かつ、「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」を「制限なし」とした場合、工期の変更に応じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

伐採工に関する特記仕様書

見え消し

1. 本工事においてける、準備費に計上している「概算伐採歩掛」は、県内の平均的な森林を以下として、設計条件を設定している。伐採に係る歩掛(下記項目)は、令和5年3月17日付け技第700号(URL:

https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN501867A91A65da122dff2feaf903ef44162f159de263740be8b29a9ee1f550ae11f8e4622e4e)に基づくものである。

(1)天然林(広葉樹林)

本数 :19.8本/100㎡(1,983本/ha)
平均胸高直径:14.7cm(10cm以上16cm未満)
搬出材積 :1.85m³/100㎡(185m³/ha)

(2)人工林(スギ・ヒノキ林)

伐採本数 :11.36本/100㎡(1,136本/ha)
平均胸高直径:27.0cm
搬出体積 :7.42m³/100㎡(742m³/ha)

(3)竹林

放棄された荒廃竹林とする。
本数 :100本/100㎡(10,000本/ha)

1. 項目

名称	数量	単価
例. 伐採作業費_天然林(広葉樹)	100-㎡	86円/㎡

2. 「概算伐採歩掛」上記を利用していることから項目は、本工事では、着工前に現況を精査の上監督職員と協議し、必要に応じて数量及び歩掛単価を設計変更を行うものとするものとする。除根の作業費は、共通仮設費に含まれるが、運搬費及び処分費については、実際の処分量を反映し、設計変更の対象とする。

3. 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用することとし、設計変更する際は工事打合せ簿に添付する見積書に含めてた
え、提出すること。

工事打合簿（記載例）

様式第52号

工 事 打 合 簿

発 議 者 氏 名		発議年月日	令和 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工 事 名		受 注 者	

(内容)

(例) 「伐採工」にかかる 歩掛の設計 変更について

現場状況を精査した結果、当現場は傾斜や起伏があり、地況や伐採量について令和5年3月〇〇日付け

技第〇〇〇号に基づく歩掛当初設計条件と乖離が生じているため、設計変更願います。

添付書類：見積書

処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日
	条 件	

※ 1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日) 等を内容欄等に記載する。

※ 2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量) 等を内容欄等に記載する。

総 括 監督員	主 任 監督員	監 督 員	現 場 技術員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

伐採工に関する特記仕様書

1. 本工事において、準備費に計上している「概算伐採歩掛」は、県内の平均的な森林を以下として、設計条件を設定している。

(1)天然林(広葉樹林)

本数 :19.8本/100㎡(1,983本/ha)
平均胸高直径:14.7cm(10cm以上16cm未満)
搬出材積 :1.85m³/100㎡(185m³/ha)

(2)人工林(スギ・ヒノキ林)

伐採本数 :11.36本/100㎡(1,136本/ha)
平均胸高直径:27.0cm
搬出体積 :7.42m³/100㎡(742m³/ha)

(3)竹林

放棄された荒廃竹林とする。
本数 :100本/100㎡(10,000本/ha)

2. 「概算伐採歩掛」を利用していることから、本工事では、着工前に現況を精査の上監督職員と協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。除根の作業費は、共通仮設費に含まれるが、運搬費及び処分費については、実際の処分量を反映し、設計変更の対象とする。

3. 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用することとし、設計変更する際は工事打合簿に添付する見積書に含めて提出すること。

工事打合簿（記載例）

様式第52号

工 事 打 合 簿

発議者氏名		発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工事名		受注者	
<p>(内容)</p> <p>(例) 「伐採工」にかかる設計変更について 現場状況を精査した結果、当現場は傾斜や起伏があり、地況や伐採量について当初設計条件と乖離が生じているため、変更願います。</p> <p>添付書類：見積書</p> <p style="text-align: right;">添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	条件		

※ 1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日) 等を内容欄等に記載する。

※ 2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量) 等を内容欄等に記載する。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

道 路 工 事 等 保 安 施 設 記 録 簿

路 線 名													事 業 名		監 督 員 職 氏 名				
位 置													行 為 者		現 場 代 理 人				
確 認 事 項	警 戒 標 識			規 制 標 識			指 示 標 識				そ の 他						確 認 欄	備 考	
	道路工事中			通行止	車両通行止	片側通行止	この先 m	この先 m	この先 m	工事中	迂回路	バリケード	セフティコーン	チューブライト	赤(黄)色保安灯	回転灯	工事用表示版	施設の設置状況について確認者の氏名を記入のこと	○印内数字は設置位置図対象番号 ○印の下の欄に設置数量記入
番 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○印内数字は設置位置図対象番号
設置数量																			各標識等の総設置数量を記入
上記のうち木製品数量(A)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	上記数量のうち木製品数量(A)を記入
木製品内訳	(A)のうち 国産材(B)																		木製品数量(A)の内、国産材数量(B)を記入
	(B)のうち 県産材(C)																		国産材数量(B)の内、県産材数量(C)を記入
(記載例) ○月×日	20			2	2		4	4		3		2	6	8	1	2	2	島根太郎	確認日と確認した設置数量を記入

注 保安施設記録簿並びに配置図は、工事期間中は常に工事現場に備えておかなければならない。
 毎日作業後は保安施設を確認すること。 最終請負金額（税込み）が 500 万円未満（災害復旧工事は 2000 万円未満）の工事で作成した本記録簿は竣工検査時の提示は不要